

久留米市田主丸保健センター健康運動教室指導業務仕様書

1 業務内容

健康運動教室の企画・実施・指導及び健康運動教室実施時の新型コロナウイルス感染拡大防止の措置

2 業務期間

令和4年6月1日～令和4年6月30日

ただし、予算議決後は令和4年6月1日～令和5年3月31日

3 業務場所

- (1) 名称 久留米市田主丸保健センター(多目的室)
- (2) 所在 久留米市田主丸町田主丸459番地11
- (3) 休館日 12月29日～1月3日

4 指導日、指導時間及び定員の上限

健康運動教室開催日は土曜日及び休館日を除く日とし、1回あたりの時間は約30分、1回あたりの定員の上限は、講師を含めて30名とする。また、教室内容及び指導開始時刻は別紙のとおりとする。

5 健康運動教室の休止

以下のいずれかに該当する場合は、健康運動教室を実施しないものとする。

- (1) 久留米市田主丸保健センター(以下、「保健センター」という。)の損壊及び倒壊により健康運動教室の実施が不可能な場合
- (2) 保健センターが選挙会場に選定された場合及び自然災害等により市民の避難所に転用する場合
- (3) 新型コロナウイルスなど感染症の流行の発生により、感染の拡大を防ぐため、久留米市が保健センター施設の利用を休止すると判断した場合
- (4) その他、久留米市が保健センターの利用を休止するものと判断した場合

6 委託料支払いを免責される場合

以下のいずれかに該当する場合は、委託料を受注者へ支払わないものとする。

- (1) 前条の場合において、健康運動教室の実施が休止となった場合
- (2) 受注者が派遣する健康運動教室の講師が、健康運動教室開始時刻から10分以上遅刻した場合
- (3) 受注者が派遣する健康運動教室の講師が急遽欠席し、代替講師が派遣できないなど、健康運動教室の参加者への指導ができなかった場合

7 健康運動教室の内容変更

業務期間の途中において、発注者と受注者が協議し、健康運動教室の内容(指導開始時刻、指導時間及び定員等を含む。)の変更を行うことができるものとする。

8 指導者の資格

以下の各項のいずれか、または両方に該当する者とする。

- (1) 健康運動指導士等、運動指導に関する公的資格を有する者
- (2) 社内規定の運動指導に関する資格に合格した者など、指導技術が優れていると認

められる者

9 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する事項

- (1) 受注者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の事項を実施すること。
 - ① 利用者への田主丸保健センター「健康運動教室」受付簿(日報)(以下、「利用者名簿」という。)の記載指示及び利用者名簿の発注者への提出
 - ② 健康運動教室開始時刻前に事前検温を報告していない利用申込者への検温の実施
 - ③ 健康運動教室開始時刻前に利用申込者が定員の上限を超えたことが判明した場合における利用者の選定
 - ④ 健康運動教室実施前・実施後における備品(机、椅子、ミニボール等)の消毒
- (2) 以下の者は健康運動教室に参加させてはならない。
 - ① 事前申請時及び前項第2号の検温時において、体温が 37.5℃以上ある者
 - ② 体調がすぐれない者
 - ③ 前項第3号の選定に漏れた者
 - ④ 福岡県外の者
 - ⑤ マスクの着用をしていない者
- (3) 受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止に使用する消毒液等の消耗品を負担し、健康運動教室開始時に準備すること。なお、当該消耗品の例として、以下に記す。
 - ① 手指用アルコール消毒液
 - ② 備品用消毒液
 - ③ ゴミ袋
 - ④ ペーパータオル
 - ⑤ スプレーボトル など
- (4) 人と人との十分な間隔を確保(2メートル以上)したうえで、健康運動教室を実施すること。
- (5) 健康教室実施前・実施後に実施会場の換気を行うこと。

10 業務の報告及び委託料について

- (1) 業務に関する報告は、健康運動教室の実施・指導を記録した月報を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 委託料は単価契約とし、1回当たりの指導業務の人件費のほか、交通費、新型コロナウイルス感染拡大防止に講じる消耗品等を含めた金額とする。

11 暴力団排除に関する特記事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

12 障害者に対する遵守事項

受注者は、業務の実施に当っては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

1. 健康運動教室開催時刻及びメニュー名称

月曜日	10:00～10:30	健康体操
火曜日	10:00～10:30	モーニングストレッチ
水曜日	19:30～20:00	ボディーシェイプ
木曜日	10:00～10:30	健康体操
金曜日	14:00～14:30	筋力トレーニング
日曜日	10:00～10:30	モーニングストレッチ

2. メニュー内容

- 健康体操 … ミニボールなどの器具を用いた運動やリズム運動、脳トレ運動などを行う
- モーニングストレッチ … 呼吸を整え、ゆっくりとした音楽に合わせてしっかりと筋肉を伸ばし、動きやすい筋肉へと整える運動
- 筋力トレーニング … 自重トレ(自分の体重を使ったトレーニング)やミニボール、タオル等の器具を用いたトレーニング
- ボディーシェイプ … 軽快な音楽に合わせて動き、体の気になる部分を引き締めていく運動